

農薬のドリフト対策にむけ試験始まる



写真：ナイヤガラホースによる粉剤散布の様子



写真：動力噴霧器による液剤散布の様子

平成18年5月29日から残留農薬等のポジティブリスト制度が施行されました。この制度のもとでは、残留基準が設定されていない農薬が検出された場合、極微量でも法的規制の対象となります。特に、水稻栽培地帯においては、周辺の野菜などへのドリフト（農薬飛散）による農薬の残留が危惧されています。このため、農薬を使用する際は、これまで以上に慎重に取り扱うこと

が必要です。当センターでは、平成19年度からドリフトに関する科学的データを蓄積するための研究を計画しています。現在、この研究を円滑に推進するため、試料採取や成分分析法について予備試験を始めています。

（農薬管理担当 市原勝 088-863-4915）